

常置委員会に関する内規

制定 平成 25 年 6 月 14 日
改正 平成 26 年 5 月 23 日
改正 平成 29 年 2 月 10 日
改正 平成 30 年 7 月 20 日
改正 令和 2 年 5 月 22 日
改正 令和 7 年 2 月 19 日

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本内規は一般社団法人日本航空宇宙学会定款（以下定款という）第 4 条に定める事業を行うため、一般社団法人日本航空宇宙学会細則（以下細則という）第 16 条による常置委員会に関する規定である。

(常置委員会の設置)

第 2 条 細則第 16 条により、本会に編集委員会、広報委員会、部門委員会、会員委員会および企画委員会を常置する。

(委員長、委員、幹事)

第 3 条 細則第 19 条により、常置委員会に委員長をおく。

第 4 条 細則第 19 条により、常置委員会に幹事をおくことができる。

第 5 条 細則第 20 条により、委員長は正会員のうちから理事会の承認をへて会長が委嘱する。

2 委員は当該委員会の委員長の推薦により前項の手続きをへて会長が委嘱する。

3 幹事は当該委員会の委員のうち正会員であるものから前項の手続きをへて会長が委嘱する。

第 6 条 細則第 21 条により、委員長および委員の任期は原則として 2 年とする。

2 任期中に交替した委員長または委員の任期は前任者の残余期間とする。
ただし、理事会の議決をへてその任期を別に定めることができる。

第 7 条 委員長および幹事は 2 以上の委員会の委員長または幹事になることはできない。

第 8 条 委員長、委員および幹事が当該委員会に出席するための出張旅費は支給しない。

第 2 章 編集委員会

(目 的)

第 9 条 第 2 条により、会誌およびその他の刊行物（以下会誌という）および欧文誌の編集を行うために、それぞれ会誌編集委員会および論文集編集委員会（以下各編集

委員会という）を常置する。

（委員長、委員）

第10条 第3条により、各編集委員会にそれぞれ委員長（以下各編集委員長という）をおく。

2 各編集委員長は細則第11条に定める編集理事のうちから理事会の承認をへて会長が委嘱する。

第11条 第5条第2項により、各編集委員会委員はそれぞれの編集委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

2 委員は正会員とする。

3 前項に定める委員数はそれぞれ約15名とする。

第12条 第6条により、各編集委員長および各編集委員会委員の任期は原則として2年とする。ただし、各編集委員会委員は1年毎に約半数交替するものとする。

（委員長の職務）

第13条 各編集委員長はそれぞれの編集委員会の業務を総括し、その編集会議の議長となる。

第14条 各編集委員長は当該期末に次期におけるそれぞれの会誌および欧文論文集の発行計画を理事会に提出しなければならない。

第15条 各編集委員長は期末に当該期中のそれぞれ会誌等および欧文論文集の発行状況を理事会に報告しなければならない。

（業 務）

第16条 各編集委員会はそれぞれ次の業務を行う。

（1）会誌あるいは欧文論文集の発行計画および編集事務

（2）会誌あるいは欧文論文集の内容に関する企画および検討

（3）会誌掲載の解説等の立案

（4）投稿論文等の査読あるいはその依頼および掲載可否の決定

（5）会誌等あるいは欧文論文集の編集および発行に関して、会長から諮問または委嘱された事項

（6）投稿論文の著作権行使に関する業務

2 各編集委員長はそれぞれ会誌および欧文論文集のほかに特別の刊行物の発行を企画立案して理事会に提出することができる。

第17条 各編集委員長は第16条に定める業務を行うため、それぞれ定期的に編集会議を開催する。

第18条 第16条第1項（1）および（2）に関して重要な変更のある場合には理事会の承認をうけなければならない。

- 2 第16条第1項(3)の解説等は会誌編集委員長がその執筆候補者に執筆を依頼する。
- 3 第16条第2項については理事会の承認をへて原則として当該編集委員会がその刊行物の編集にあたる。

第3章 部門委員会

(目的)

第19条 第2条により、細則第17条の任務を遂行するため次の部門委員会を常置する。

空気力学部門委員会	回転翼航空機部門委員会
構造部門委員会	特殊航空機部門委員会
材料部門委員会	航空交通管理部門委員会
機器・電子情報システム部門委員会	宇宙航行部門委員会
原動機・推進部門委員会	宇宙システム・技術部門委員会
生産技術部門委員会	宇宙利用部門委員会
飛行力学部門委員会	電気推進・先端推進部門委員会
航空機設計部門委員会	分野横断連携・開拓部門委員会
航空機運航・整備部門委員会	航空宇宙機器認証・技術基準部門委員会

(委員長、委員、幹事)

第20条 第3条により、各部門委員会に委員長(以下部門委員長という)をおく。

- 2 原則として、理事は部門委員長を兼務することはできない。ただし、理事会が必要と認めた場合は、兼務することができる。

第21条 第5条第1項により、部門委員長は前期部門委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

第22条 第5条2項により、部門委員会の委員(以下部門委員という)は当該部門委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

- 2 委員は原則として正会員とする。ただし、部門委員長が必要と認めた場合は、正会員以外の者を委員とすることができる。なお、その場合は理事会に理由書を提出しなければならない。

- 3 各部門委員会の委員数は約6名とする。

第23条 第6条により、部門委員長および部門委員の任期は原則として2年とする。ただし、部門委員は1年毎に約半数交替するものとする。

- 2 部門委員長は原則として2年を超えて重任することはできない。

第24条 第4条により、各部門委員会に幹事をおくことができる。

- 2 第5条第3項により、幹事は正会員とする。
- 3 第5条第3項により、幹事は当該部門委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。

(委員長の職務)

第25条 部門委員長は当該部門委員会の業務を総括し、部門委員会を招集してその議長となる。

2 部門委員長は当該部門委員の要請のあるときは部門委員会を招集しなければならない。

第26条 部門委員長は次の各項に定める事項を理事会に対して行わなければならない。

- (1) 事業計画書および事業報告書の提出
- (2) 会計報告書の提出
- (3) 部門委員会議事録の提出
- (4) 部門委員の推薦
- (5) 次期部門委員長の推薦
- (6) 会長より諮問された事項に関する答申
- (7) その他必要事項の報告

2 部門委員長は部門委員会で決議した事項を理事会に提出することができる。

(幹事の職務)

第27条 幹事は部門委員長の指示により部門委員会の事務に従事する。

(業務)

第28条 部門委員会は次の業務を行う。

- (1) 講演会、講習会、見学会等の諸会合の立案および実施
- (2) 各編集委員長の依頼による論文等原稿の斡旋および解説等の執筆者の推薦
- (3) その他会長に指示された事項

第29条 部門委員会は次の事項を企画立案して理事会に提出することができる。

- (1) 特別研究懇談会等の開催
- (2) 会誌特集号の発行
- (3) 部門全般に関する調査研究事業
- (4) その他定款第4条に定める本会の目的を遂行するために必要な事業

第30条 部門委員会は他学協会、研究会等と共同して講演会等の事業を企画立案して理事会に提出することができる。

第31条 第29条および第30条に定める事業等については、理事会の承認をへて原則として当該部門委員会が実施する。ただし、第30条(2)については会誌編集委員会の承認をへて同委員会に依頼することができる。

第32条 第25条により、必要に応じて部門委員会を開催する。

第33条 部門委員会は数部門合同して委員会を開催することができる。

- 2 合同部門委員会の議長は当該部門委員長の互選により決める。

(予 算)

第34条 部門委員会の予算は理事会が定める。

(研究会の設置)

第35条 部門委員会は理事会の承認をへて研究会を置くことができる。

- 2 研究会の代表者は理事会の承認をへて部門委員長が委嘱する。
- 3 研究会の設置期間は原則として2年以内とするが、部門が必要と認める場合は1年ごとに延長することができる。
- 4 研究会の運営資金は部門が補助することもできる。外部からの補助金は理事会の承認をへて、総額で年間50万円を越えない範囲で受け入れることができる。
- 5 研究会の代表者は部門委員長に対して各期末に活動報告および会計報告を行う。

第4章 企画委員会

(目 的)

第36条 第2条により、本会の活動をさらに活発化するために広く会員の衆知を集めることを目的として企画委員会を常置する。

(職 務)

第37条 企画委員会は理事会の諮問に応じて次の事項について企画立案し理事会に答申する。

- (1) 現在実施している学会活動をさらに充実強化のための方策とその条件
- (2) 新しい学会活動分野の開拓とその条件

(構 成)

第38条 企画委員会の構成は次のとおりである。

- (1) 企画委員会に委員長および委員若干名をおく。
- (2) 委員長は理事のうちから理事会の承認をへて会長が委嘱する。
- (3) 委員は委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。
ただし、現職理事は除く。委員数は約10名とする。
- (4) 委員は正会員とする。
- (5) 企画委員会には庶務理事および会計理事各1名を陪席者として出席させることができる。
- (6) 企画委員会には必要に応じて幹事をおくことができる。
- (7) 委員長の任期は原則として2年とする。
- (8) 委員の任期は原則として2年とし、1年ごとに約半数交替するものとする。

る。

第5章 広報委員会

(目的)

第39条 第2条により、広報手段としての本会ホームページを充実して学会活性化の一助とするとともに、社会に対して開かれた学会になることを目指すために広報委員会を常置する。

(職務)

第40条 広報委員会は次の業務を行う。

- (1) ホームページ運営に必要なシステム構築とその予算措置の検討
- (2) タイムリーな情報の提供を行うための内容の検討と更新等の世話体制の検討と実行。
- (3) 学会活動の合理化と活性化のためのインターネット活用方法の検討。

(構成)

第41条 広報委員会の構成は次のとおりである。

- (1) 広報委員会に委員長および委員若干名をおく。
- (2) 委員長は広報理事のうちから理事会の承認をへて会長が委嘱する。
- (3) 委員は委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。
- (4) 委員は正会員とする。
- (5) 広報委員会には庶務理事および会計理事各1名を陪席者として出席させることができる。
- (6) 広報委員会には必要に応じて幹事をおくことができる。
- (7) 委員長の任期は原則として2年とする。
- (8) 委員の任期は原則として2年とし、1年ごとに約半数交代するものとする。

(予算)

第42条 広報委員会の予算は理事会が定める。

第6章 会員委員会

(目的)

第43条 第2条により、本会の会員増強および会員へのサービスに関する策定とその実行を担当する会員委員会を常置する。

(職務)

第44条 会員委員会は次の業務を行う。

- (1) 会員増強キャンペーンの策定とその実行。
- (2) 学会員に対するサービス充実のための策定とその実行。
- (3) 学生会員増強とサービス充実のための策定とその実行。

(構成)

第45条 会員委員会の構成は次のとおりである。

- (1) 会員委員会に委員長および委員若干名をおく。
- (2) 委員長は理事のうちから理事会の承認をへて会長が委嘱する。
- (3) 委員は委員長の推薦により理事会の承認をへて会長が委嘱する。ただし、原則として現職理事は除く。
- (4) 委員は正会員とする。
- (5) 会員委員会には理事を陪席者として出席させることができる。
- (6) 会員委員会には必要に応じて幹事をおくことができる。
- (7) 委員長の任期は原則として1年とする。
- (8) 委員の任期は原則として2年とし、1年ごとに約半数交替するものとする。

付 則

- 1. 内規の改正は理事会で行う。
- 2. 本内規の制定により従来の各種委員会に関する内規（昭和48年3月12日制定）は廃止する。
- 3. 本内規は平成25年6月14日から施行する。
- 4. 本内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成26年5月23日）から施行する。
- 5. 本内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成29年2月10日）から施行する。
- 6. 本内規の変更は、理事会で承認のあった日（平成30年7月20日）から施行し、平成30年4月20日から適用する。
- 7. 本内規の変更は、理事会で承認のあった日（令和2年5月22日）から施行する。
- 8. 本内規の変更は、理事会で承認のあった日（令和7年2月19日）から施行する。